

平成 30 年度版
(11 月～)

市街化調整区域の事前相談にあたってのお願い

都市計画法において、市街化調整区域は「市街化を抑制すべき区域」とされており、原則的には、新たに開発行為を行ったり建築物を建築したりすることができない区域とされています。

塩尻市の市街化調整区域内の建築にあたっては、都市計画法による開発許可(法第29条)や建築許可(法第43条)が必要になることが多いです。(建替え等で許可が必要でない場合もあります。)

許可にあたっては、松本建設事務所(建築課)が事前相談窓口(経由機関)となり、許可権者は県庁(都市・まちづくり課)となります。また、ケースによっては、都市計画法で定められている「開発審査会」の議を経て許可されることとなります。したがって、スムーズな許可案件でも、相談から許可まで3~4ヶ月位要している状況です。具体的に事前相談いただくにあたり、下記に注意事項及び必要書類を記載しますので、御留意いただくようお願いします。

【注意事項(お願い)】

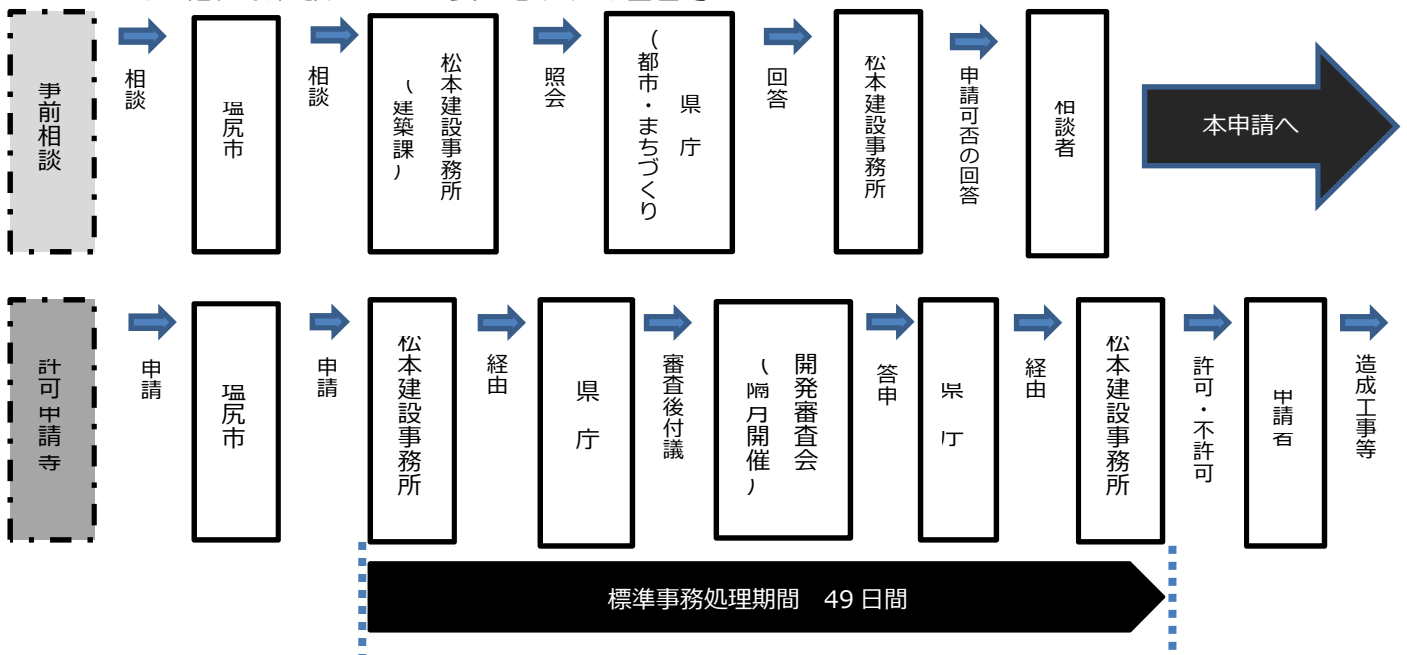
- 1 相談につき約1時間位かかります。相談にご来課される際は、事前に担当者とアポイントメントをとったうえで、ご来課いただきますようお願いいたします。

(平成30年度の担当者 広丘地区：関、広丘以外の地区：佐藤) ※11月から担当者を変更

※開庁時間 8:30~17:15 (12~13時 昼休み)

【具体的な事前相談に必要な書類】

- 案内図(場所が広域で分かるもの)及び位置図(都市計画図 1/2500)
- 相談に係る土地・建物の公図の写し及び登記事項証明書(土地・建物)
- 現存する又は除却した建物がある場合、その建物建築時の確認申請書の副本一式
- 都市計画法の許可取得の経歴がある場合は、許可書の副本一式
- 計画建物の図面(配置図、平面図、立面図等 ※準備可能な範囲で結構です。)
- 家系図(農家住宅、農家分家住宅、既存集落内の建築等の場合)
- 市との事前相談時に取得した書類(情報)
- その他個別相談のうえ必要と思われる図書等



ご連絡先 松本市島立 1020 長野県松本建設事務所建築課

Tel : 0263-40-1935 (直通) FAX : 0263-47-4940